

# 全国こども政策主管課長会議

令和6年3月  
こども家庭庁成育局  
安全対策課

# 《 目 次 》

---

## I. こどもの事故防止対策について

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 教育・保育施設等における事故防止対策について……………   | 4  |
| (1)教育・保育施設等における重大事故防止に向けた取組…………… | 5  |
| (2)こどものバス送迎・安全徹底プラン……………         | 7  |
| 2. こどもの事故防止に関する取組の推進について……………    | 13 |

## II. こどもの性被害防止対策について

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージについて…………… | 16 |
| 参考資料1 ……………                           | 21 |

## III. こどものインターネット利用環境整備について

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. こどものインターネット利用に係る啓発について…………… | 29 |
|--------------------------------|----|

# I . こどもの事故防止対策について

# 1. 教育・保育施設等における事故防止対策 について

# (1) 教育・保育施設等における重大事故防止 に向けた取組

# 教育・保育施設等における重大事故防止に向けた取組

## 1. 有識者会議の開催

平成27年4月から教育・保育施設等における重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、28年4月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

国においては、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議を開催しているほか、毎年度末に「年次報告」をとりまとめ公表している。

### 【 主な検討課題 】

- ① 事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等
- ② 地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言
- ③ 事故報告、事故情報データベースの充実
- ④ ガイドライン等の改善

### 【 委員 】

大学教授、保育関係者、被害児童の親等 13名（令和6年2月現在）



## 2. ガイドラインの周知徹底

事故の発生防止及び再発防止について取りまとめたガイドライン（※）に関して、重大事故が発生しやすい時期（水遊び、節分等）や重大事故発生時等のあらゆる機会を通じて、地方自治体、施設・事業所に対し、SNS、講話、調査研究事業等のあらゆる機会を通じた周知徹底を図っている。

※ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月発出）

### 【 ガイドライン種別 】

- ① 事故防止のための取組み ～施設・事業者向け～  
重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、水遊び、食事中）ごとの注意事項等
- ② 事故防止のための取組み ～地方自治体向け～  
施設・事業者との連携体制の整備、施設・事業者に対する研修や指導監査等
- ③ 事故発生時の対応 ～施設・事業者、地方自治体共通～  
事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

## 3. 事故情報集計結果の公表

教育・保育施設等において発生した重大事故について、毎年1月1日から12月31日までの間に国に報告があったものを集計し、公表している。

※ 平成28年に公表開始（平成27年報告分以降を公表）

【令和4年教育・保育施設等における事故報告集計】（令和4年報告分、令和5年8月1日公表）

|          | 死亡         | 意識不明        | 骨折             | 火傷         | その他            | 計                |
|----------|------------|-------------|----------------|------------|----------------|------------------|
| 保育所等     | 5件         | 19件         | 1,445件         | 6件         | 421件           | 1,896件           |
| 放課後児童クラブ | 0          | 0           | 452件           | 0          | 113件           | 565件             |
| 計        | 5件<br>(±0) | 19件<br>(+5) | 1,897件<br>(+9) | 6件<br>(-4) | 534件<br>(+104) | 2,461件<br>(+114) |

( )内は対前年比

## 4. 事故情報データベースの公表

地方自治体から国に報告された重大事故について、事故の再発防止を目的として、保育のプロセスを振り返り、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や具体的な対応方法などについて情報共有を図るため、当該情報をデータベース化し、公表している。

※ 平成27年に公表開始（平成27年度報告分以降を公表）

### 【 データベースの種別・内容 】

- ① 事故概要  
「時系列等による事故発生時の状況」、「自治体による要因分析結果」
- ② 事故詳細  
「施設・事業所の概要」、「発生時の体制」、「事故の転帰」、「施設・事業所による要因分析」等



### 【 重大事故とは？ 】

「重大事故」とは、地方自治体から国への報告を求めている事故であって、死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故をいう。




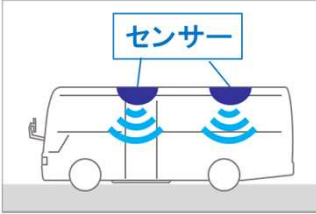
## (2) こどものバス送迎・安全徹底プラン

① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

→令和4年12月28日に関係府省令等を公布。令和5年4月1日より、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

→令和4年12月20日に、国土交通省において、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置に関するガイドライン」を策定・公表

| 降車時確認式  | 自動検知式   |
|---|---|
|  <p>①エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す<b>車内向けの警報</b><br/>                 ②車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると<b>警報が停止</b><br/>                 ③確認が一定時間行われな場合、<b>更に、車外向けに警報</b></p> |  <p>①エンジン停止から一定時間後に<b>センサーによる車内の検知</b>を開始<br/>                 ②置き去りにされたこどもを検知すると、<b>車外向けに警報</b></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。</li> <li>降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。</li> </ul>   |   |

③ 安全管理マニュアルの作成

→令和4年10月12日に、緊急対策の公表と合わせて作成・公表

◆安全管理マニュアルのポイント

- 毎日使えるチェックシート  
毎日見落としがないかを確実に確認する内容
- バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理  
園での業務の流れが適切か確認する内容
- 置き去り事故ゼロをめざす  
ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援  
バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項
- シンプルな構成  
内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

→令和4年度第2次補正予算に関連予算を計上して推進。

令和4年度第2次補正予算：234億円

こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。



# 送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査(第2回)結果について

こどもまんなか  
こども家庭庁

令和5年12月19日

# 装備状況調査の実施

## 調査概要

- 令和4年9月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期すため、同年10月、政府として緊急対策をとりまとめた。当該対策の一環として、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備を義務化するため、関係府省令等を改正し、令和5年4月1日に施行した。
- 安全装置の装備の義務化については、令和6年3月31日をもって1年間の経過措置期間が終了することから、令和5年10月末時点における安全装置の装備状況について、文部科学省と連携して調査を実施したものである。
  - ・ 調査開始日 : 令和5年11月6日(月)
  - ・ 国への報告期限 : 令和5年12月13日(水)

## 調査項目

- 1 送迎用バスを運行している施設・事業所数
- 2 送迎用バスの運行台数
- 3 安全装置の装備を完了した送迎用バスの台数 [令和5年10月31日時点]
- 4 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和5年12月31日まで]
- 5 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和6年3月31日まで]

※ 関係府省令等の改正により安全装置の装備が義務付けられた施設・事業所、送迎用バスを対象として調査を実施。

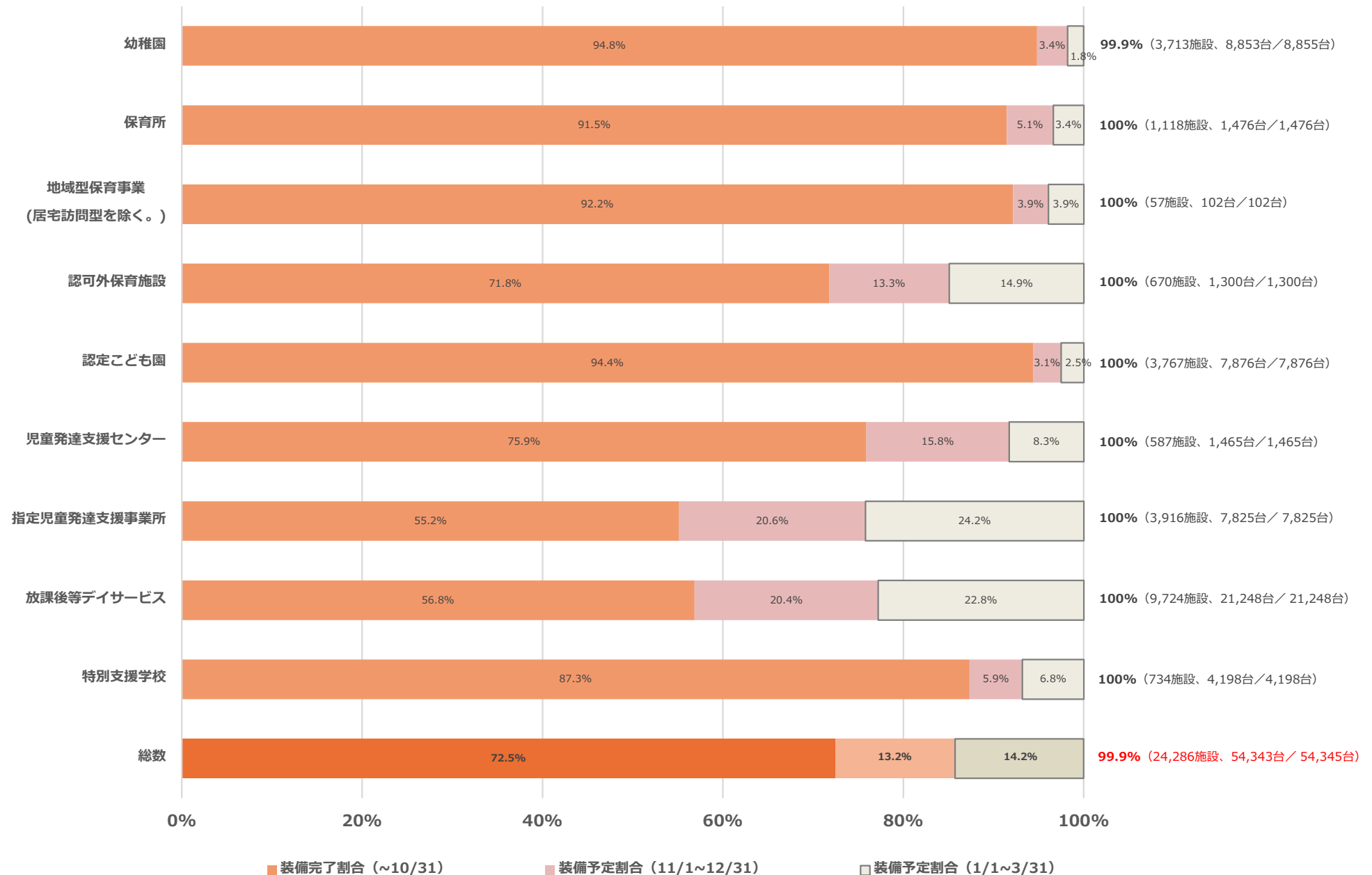
# 調査結果【都道府県別】

| 都道府県 | 施設・事業数  | 運行台数   | 10月末<br>装備完了台数（割合） | 12月末<br>装備完了及び<br>装備予定台数（割合） | 3月末<br>装備完了及び<br>装備予定台数（割合） | 都道府県 | 施設・事業数  | 運行台数   | 10月末<br>装備完了台数（割合） | 12月末<br>装備完了及び<br>装備予定台数（割合） | 3月末<br>装備完了及び<br>装備予定台数（割合） |
|------|---------|--------|--------------------|------------------------------|-----------------------------|------|---------|--------|--------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 北海道  | 1,197施設 | 2,706台 | 1,906台(70.4%)      | 2,186台(80.8%)                | 2,706台(100%)                | 滋賀県  | 251施設   | 573台   | 472台(82.4%)        | 512台(89.4%)                  | 573台(100%)                  |
| 青森県  | 420施設   | 741台   | 630台(85.0%)        | 683台(92.2%)                  | 741台(100%)                  | 京都府  | 466施設   | 1,059台 | 737台(69.6%)        | 924台(87.3%)                  | 1,059台(100%)                |
| 岩手県  | 252施設   | 497台   | 276台(55.5%)        | 401台(80.7%)                  | 497台(100%)                  | 大阪府  | 1,960施設 | 4,329台 | 2,901台(67.0%)      | 3,627台(83.8%)                | 4,329台(100%)                |
| 宮城県  | 480施設   | 1,324台 | 813台(61.4%)        | 981台(74.1%)                  | 1,324台(100%)                | 兵庫県  | 994施設   | 2,188台 | 1,741台(79.6%)      | 1,994台(91.1%)                | 2,188台(100%)                |
| 秋田県  | 191施設   | 316台   | 259台(82.0%)        | 288台(91.1%)                  | 316台(100%)                  | 奈良県  | 183施設   | 364台   | 236台(64.8%)        | 330台(90.7%)                  | 364台(100%)                  |
| 山形県  | 252施設   | 481台   | 449台(93.3%)        | 455台(94.6%)                  | 481台(100%)                  | 和歌山県 | 178施設   | 465台   | 251台(54.0%)        | 367台(78.9%)                  | 465台(100%)                  |
| 福島県  | 361施設   | 759台   | 664台(87.5%)        | 717台(94.5%)                  | 759台(100%)                  | 鳥取県  | 108施設   | 277台   | 193台(69.7%)        | 225台(81.2%)                  | 277台(100%)                  |
| 茨城県  | 640施設   | 1,470台 | 1,228台(83.5%)      | 1,373台(93.4%)                | 1,470台(100%)                | 島根県  | 113施設   | 201台   | 108台(53.7%)        | 171台(85.1%)                  | 201台(100%)                  |
| 栃木県  | 395施設   | 926台   | 683台(73.8%)        | 808台(87.3%)                  | 926台(100%)                  | 岡山県  | 241施設   | 482台   | 328台(68.0%)        | 389台(80.7%)                  | 482台(100%)                  |
| 群馬県  | 411施設   | 762台   | 456台(59.8%)        | 583台(76.5%)                  | 762台(100%)                  | 広島県  | 606施設   | 1,273台 | 842台(66.1%)        | 998台(78.4%)                  | 1,273台(100%)                |
| 埼玉県  | 1,246施設 | 3,255台 | 2,462台(75.6%)      | 2,865台(88.0%)                | 3,255台(100%)                | 山口県  | 264施設   | 574台   | 553台(96.3%)        | 572台(99.7%)                  | 574台(100%)                  |
| 千葉県  | 928施設   | 2,218台 | 1,487台(67.0%)      | 1,758台(79.3%)                | 2,218台(100%)                | 徳島県  | 165施設   | 319台   | 291台(91.2%)        | 302台(94.7%)                  | 319台(100%)                  |
| 東京都  | 1,579施設 | 4,057台 | 3,231台(79.6%)      | 3,720台(91.7%)                | 4,057台(100%)                | 香川県  | 131施設   | 230台   | 181台(78.7%)        | 200台(87.0%)                  | 230台(100%)                  |
| 神奈川県 | 1,233施設 | 3,256台 | 2,176台(66.8%)      | 2,898台(89.0%)                | 3,254台(99.9%)               | 愛媛県  | 310施設   | 638台   | 531台(83.2%)        | 605台(94.8%)                  | 638台(100%)                  |
| 新潟県  | 473施設   | 834台   | 672台(80.6%)        | 728台(87.3%)                  | 834台(100%)                  | 高知県  | 128施設   | 241台   | 208台(86.3%)        | 215台(89.2%)                  | 241台(100%)                  |
| 富山県  | 151施設   | 299台   | 227台(75.9%)        | 261台(87.3%)                  | 299台(100%)                  | 福岡県  | 1,186施設 | 2,978台 | 2,015台(67.7%)      | 2,585台(86.8%)                | 2,978台(100%)                |
| 石川県  | 299施設   | 616台   | 523台(84.9%)        | 553台(89.8%)                  | 616台(100%)                  | 佐賀県  | 264施設   | 456台   | 309台(67.8%)        | 415台(91.0%)                  | 456台(100%)                  |
| 福井県  | 145施設   | 260台   | 220台(84.6%)        | 232台(89.2%)                  | 260台(100%)                  | 長崎県  | 377施設   | 707台   | 570台(80.6%)        | 637台(90.1%)                  | 707台(100%)                  |
| 山梨県  | 202施設   | 407台   | 353台(86.7%)        | 374台(91.9%)                  | 407台(100%)                  | 熊本県  | 449施設   | 824台   | 604台(73.3%)        | 664台(80.6%)                  | 824台(100%)                  |
| 長野県  | 287施設   | 554台   | 341台(61.6%)        | 445台(80.3%)                  | 554台(100%)                  | 大分県  | 414施設   | 720台   | 418台(58.1%)        | 555台(77.1%)                  | 720台(100%)                  |
| 岐阜県  | 507施設   | 1,236台 | 917台(74.2%)        | 1,061台(85.8%)                | 1,236台(100%)                | 宮崎県  | 295施設   | 565台   | 405台(71.7%)        | 486台(86.0%)                  | 565台(100%)                  |
| 静岡県  | 803施設   | 1,815台 | 1,265台(69.7%)      | 1,527台(84.1%)                | 1,815台(100%)                | 鹿児島県 | 648施設   | 1,338台 | 869台(64.9%)        | 1,110台(83.0%)                | 1,338台(100%)                |
| 愛知県  | 1,416施設 | 3,297台 | 2,322台(70.4%)      | 2,625台(79.6%)                | 3,297台(100%)                | 沖縄県  | 355施設   | 681台   | 537台(78.9%)        | 591台(86.8%)                  | 681台(100%)                  |
| 三重県  | 332施設   | 777台   | 519台(66.8%)        | 600台(77.2%)                  | 777台(100%)                  |      |         |        |                    |                              |                             |

- ※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。
- ※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。
- ※ 今後、装備予定の送迎用バスについては、予定どおり装備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

| 都道府県 | 施設・事業数   | 運行台数    | 10月末<br>装備完了台数（割合） | 12月末<br>装備完了及び<br>装備予定台数（割合） | 3月末<br>装備完了及び<br>装備予定台数（割合） |
|------|----------|---------|--------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 全国   | 24,286施設 | 54,345台 | 39,379台(72.5%)     | 46,596台(85.7%)               | 54,343台(99.9%)              |

# 調査結果 【施設・事業所別】



※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。  
 ※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。  
 ※ 今後、整備予定の送迎用バスについては、予定どおり整備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

## 2. こどもの事故防止に関する取組の推進 について

# こどもの事故防止に関する取組の推進

我が国では、窒息や溺水、転落をはじめとする事故等によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっている。こどもたちの明るい未来のためにも、防ぐことのできる事故を可能な限り防止する必要がある。

こどもの生命・身体に係る事故の発生を予防し、その拡大を防ぐことを目的とし、保護者等に向けた注意喚起等の情報提供を行うほか、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催及び「こどもの事故防止週間」の実施、就学前のこどもに予期せず起こりやすい事故とその予防法等をまとめたハンドブックの作成・配布等を行っている。

## (1)「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催

こどもの事故を防止するためには、

- ①保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施
- ②教育・保育施設等の関係者による取組
- ③こどもの事故防止に配慮された安全な製品の普及等

を総合的に取り組む必要がある。

関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を平成28年6月に設置し、令和5年4月からは、こども家庭庁の下で開催している。

<令和5年度の開催状況>

第1回令和5年7月13日、第2回令和6年1月30日

## (2)「こどもの事故防止週間」の実施

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の取組として、「こどもの事故防止週間」を実施している。令和5年度は、「こどもの取り残し、置き去りによる事故の防止」をテーマに、7月17日から23日までの1週間、事故を防ぐポイント等について、ポスターやSNSなどを通じて広報啓発を行った。

## (3)ハンドブックの作成・配布

こどもの中でも特に未就学児を対象として、予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたハンドブックを作成し、地方公共団体、事業者、関係団体に配布している。（平成29年度から令和4年度までは消費者庁が実施）

※ 令和5年度に改訂した「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」は、こども家庭庁ホームページに掲載。

## (4)ホームページやSNS等を通じた情報発信

「こどもを事故から守る！事故防止ポータルサイト」をこども家庭庁ホームページに掲載し、様々な事故情報や事故防止の取組事例、事故が起きたときの応急手当の方法などの情報を発信している。

SNS等においても事故防止のための情報発信を実施している。

### 【関係府省庁連絡会議構成員】

- ・こども家庭庁 成育局安全対策課長（議長）
- ・警察庁 刑事局捜査第一課長
- ・消費者庁 消費者安全課長
- ・こども家庭庁 成育局母子保健課長
- ・総務省消防庁 総務課長
- ・文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長
- ・厚生労働省 政策統括官付参事官（総合政策統括担当）
- ・農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課長
- ・経済産業省 商務情報政策局産業保安グループ製品安全課長
- ・国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課長
- ・海上保安庁 交通部安全対策課長



「こどもの事故防止週間」ポスター  
(令和5年度)



「こどもを事故から守る！  
事故防止ハンドブック」  
(令和5年度改訂版)

## Ⅱ. こどもの性被害防止対策について

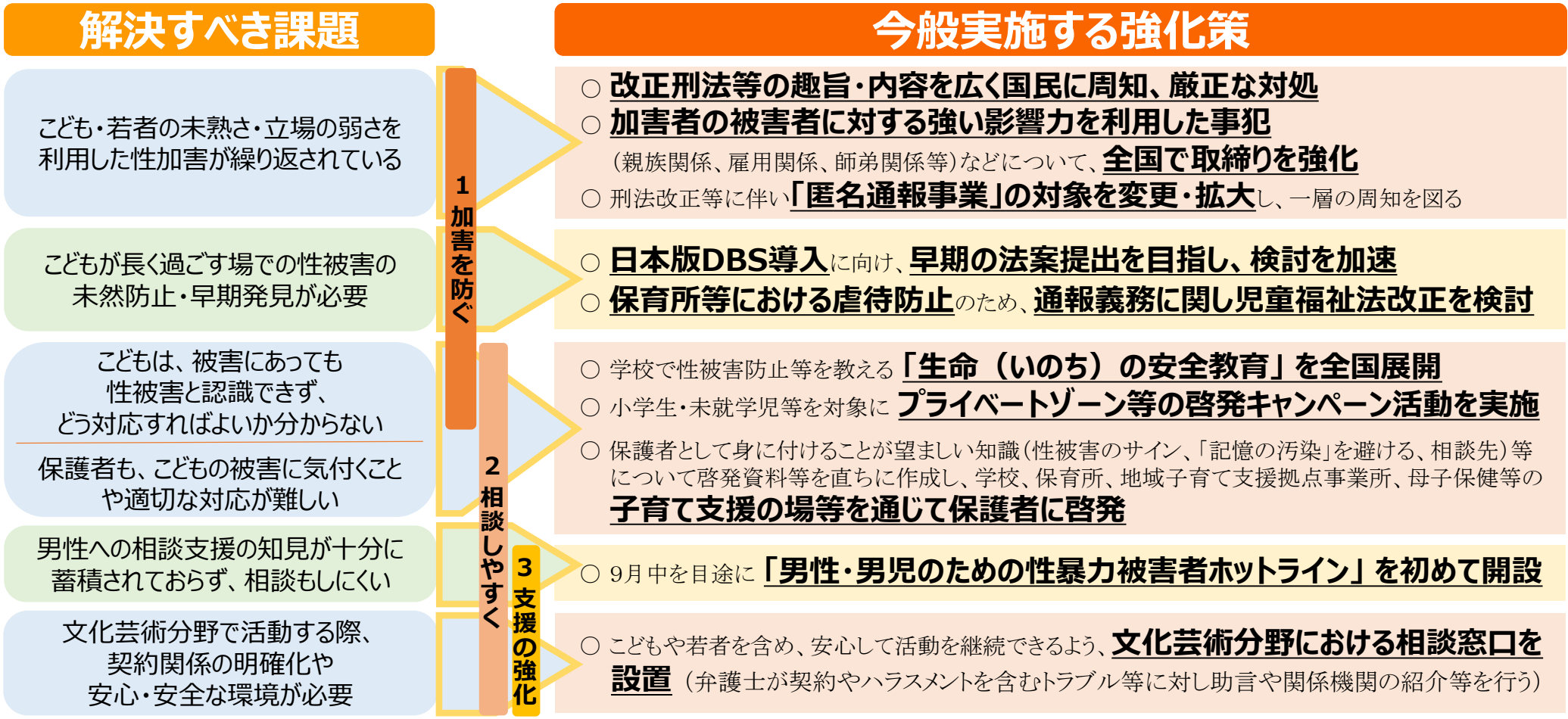
# 1. こども・若者の性被害防止のための 緊急対策パッケージについて



# 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

➔ これまでの対策の着実な実行に加え、**本パッケージの対策を速やかに実行**する



**緊急啓発期間** (8月・9月に**政府を挙げた啓発活動**を集中実施)

- ① 加害の抑止 (改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底)
- ② 相談窓口の周知
- ③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

**被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案**

# こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

- 弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
  - こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
- 「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

## I 三つの強化策の確実な実行

### 1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
  - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
  - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
  - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
  - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
  - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
  - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
  - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
  - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

### 2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
  - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
  - こどもの人権相談
  - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
  - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
  - 児童からの聴取に係る体制等の整備
  - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

### 3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
  - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
  - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
  - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
  - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
  - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

## II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施  
(本年8月～9月)

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

## III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果断に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

# こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの実施の加速化

- 本年7月に、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議（議長：内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））において、とりまとめが行われた、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づく取組について、以下のとおり、その実施を加速化する。

## こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

## パッケージを踏まえ実施した取組 (○) と加速化する取組 (●)

※ 下線部については緊急に取り組むべき施策

### 1. 加害を防止する強化策

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 全国で取締りを強化

刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る

日本版DBS導入に向け、早期の法案提出を目指し、検討を加速

保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

○ 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開

○ 小学生・未就学児等を対象に「プライベートゾーン等の啓発キャンペーン」活動を実施

7月、

- 法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開し、広報を推進【法務省】
- 都道府県警察に対し、改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化を指示【警察庁】

● 10月から対象を変更・拡大し、運用【警察庁】

● こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議の報告書の取りまとめ（9月）と更なる検討【こども家庭庁】

● 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進

【こども家庭庁、経済産業省、文部科学省】

- 業界における取組を横断的に促進するための先進事例の把握・指針のひな型作成
- 周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報

● 保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等支援【こども家庭庁、文部科学省】

- パーテーション等の設置によるこどものプライバシー保護
- 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録等

● 「生命（いのち）の安全教育」の動画コンテンツの作成・活用【文部科学省】

- 新たに取り組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画を作成し、周知するとともに、webに掲載し活用を促進。

● 9月、全国の自治体に、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について分かりやすい啓発の実施を通知し、啓発を推進【こども家庭庁】



## 2. 相談・被害申告をしやすくする強化策

相談窓口の周知広報の強化、SNS等による相談の推進

子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設

- **被害者が相談しやすい環境整備**の推進【内閣府、こども家庭庁】
  - 性暴力被害者のためのSNS相談等の推進、夜間休日に相談可能なコールセンターの実施
  - 児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築
  - 相談窓口の周知広報の強化
- 9月、保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先）等に関する啓発資料等を作成し、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の子育て支援の場等を通じた保護者への啓発を自治体に通知し、全国的な取組を推進【こども家庭庁、内閣府】
- 9月、「男性のための性暴力被害ホットライン」及び「男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン」を開設【内閣府】
- ワンストップ支援センター等における**男性・男児の被害者への支援**を推進【内閣府】

## 3. 被害者支援の強化策

ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

児童相談所における相談、保護、通報等の適切な対応

学校等における支援の充実

医療的支援の充実

法的支援の充実

- **ワンストップ支援センター等における被害者支援**を強化【内閣府】
  - こども・若者や男性等の多様な被害者への支援や相談対応に係る体制強化を促進
- 8月、全国の児童相談所に対し、性犯罪・性暴力の相談があった際には適切に対応するよう通知【こども家庭庁】
- 9月、「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催し、教育委員会の担当者やスクールカウンセラー等に対して、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点等を周知【文部科学省】
- **ワンストップ支援センター等と医療機関等の関係機関との連携**を強化【内閣府】
  - 性犯罪被害者に対し適切な治療・ケアのできる人材を養成する「PTSD対策専門研修」（犯罪・性犯罪被害者コース）を実施【厚生労働省】
- 9月、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設【文部科学省】
- 法テラスにおける犯罪被害者支援の実施【法務省】

**緊急啓発期間**【関係府省庁】  
(8月・9月に**政府を挙げた啓発活動**を集中実施)

「**児童虐待防止推進月間**」(11月)、「**女性に対する暴力をなくす運動**」(11月12日～25日)、「**若年層の性暴力被害予防月間**」(4月)等を活用し、**継続的な周知啓発**を実施

# 参考資料1

令和5年9月21日  
こ成安第118号  
こ支総第51号

各 都道府県知事 殿  
市町村長

こども家庭庁成育局長  
こども家庭庁支援局長

こども・若者の性被害防止のための地方公共団体の取組及び教育・保育施設等におけるこどもや保護者等に対する啓発等について（依頼）

令和5年7月26日「第8回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「第13回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議にて、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が決定されました。同パッケージでは、こども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶を切望する社会全体の声を真摯に受け止め、その実現のため、「加害を防止する強化策」、「相談・被害申告をしやすくする強化策」、「被害者支援の強化策」の三つの強化策を掲げ、これらを速やかに実施することとしています。

各地方公共団体におかれましては、同パッケージで掲げる下記の施策について、各教育・保育施設、子育て世代包括支援センター等を通じて必要な取組が確実に実施されますようご対応をお願いします。

なお、同パッケージでは、本年の8月及び9月の2か月間を「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」とし、期間中、①加害の抑止（今般の刑法改正等の趣旨・内容等の周知徹底）、②相談窓口の周知、③こどもや若者への性犯罪・性暴力を見逃さない機運の醸成（第三者が被害に気付いたときの適切な対応、二次被害の防止等）の観点から、政府を挙げた啓発活動を集中的に実施することとしており、各地方公共団体におかれましては、関係機関・団体等も含め、この活動が広く実施されるようご理解・ご協力をお願いします。

## 記

### 1 こどもや保護者等へのプライベートゾーン等に関する教育啓発

こどもは、性被害にあった場合でも、それが性被害であること自体を認識できない、認識できたとしても周囲の大人たちに被害を申告しづらいといった傾

向があると言われてしています。こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、こども及びその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を実施してください。

※ 教材等については、以下 URL からダウンロードすることができます。

「生命（いのち）の安全教育」※文部科学省ウェブサイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)



生命（いのち）の安全教育 幼児向け 教材例

## 2 保護者へのこどもの性被害に関する知識等の周知

こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないこと、被害の聞き取りの過程でのこどもの記憶への影響（いわゆる「記憶の汚染」）を避けることや、速やかに専門機関に相談すること等を含め、的確に対応することが求められます。さらに、性被害がこどもに与える影響やトラウマに関する基礎的な知識を持つことも重要となります。

このたび内閣府とこども家庭庁において、保護者として身に付けることが望ましい知識等について啓発資料を作成したことから、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健、その他様々な場や機会を通じて、当該資料を配布する等により、保護者に対する周知をお願いいたします。

※ 啓発資料については、以下 URL からダウンロードすることができます。

「こどもたちのためにできること」※内閣府男女共同参画局ウェブサイト

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet\\_2023\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf)

## 【参考資料 1】

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和 5 年 7 月 26 日「第 8 回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「第 13 回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議決定）（抜粋）

### I 三つの強化策の確実な実行

#### 1 加害を防止する強化策

##### （4）児童・生徒等への教育啓発の充実

- ② 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を行うキャンペーン活動を実施する。（こども家庭庁、文部科学省）

#### 2 相談・被害申告をしやすくする強化策

##### （3）子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

- ① こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないこと、被害の聞き取りの過程でのこどもの記憶への影響（いわゆる「記憶の汚染」）を避けることや、速やかに専門機関に相談すること等を含め、的確に対応することが求められる。さらに、性被害がこどもに与える影響やトラウマに関する基礎的な知識を持つことも重要である。このため、保護者として身に付けることが望ましい知識等について、関係府省が連携して啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等を通じて保護者への周知を図る。（こども家庭庁、内閣府、文部科学省）

## 【参考資料 2】

性犯罪・性暴力の被害に遭われたこどもや若者が利用することのできる相談窓口として以下があります。

- ・「#8103（ハートさん）」  
都道府県警察の性犯罪被害相談電話（全国共通番号）
- ・「#8891（はやくワンストップ）」  
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通番号）
- ・「Cure time（キュアタイム）」  
性暴力に関する SNS 相談  
<https://curetime.jp/>



- 「親子のための相談LINE」  
SNS相談システム  
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/oyako-line/>
- 「こどもの人権110番」  
こどもの人権に関する電話相談窓口 0120-007-110(全国共通・無料)  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- 「SNS(LINE)人権相談」  
SNS(LINE)を利用した人権相談  
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)
- 「こどもの人権SOS-eメール」  
スマートフォン・パソコン等から利用できるインターネット人権相談  
受付窓口  
[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html)

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ

#8891

ワンストップ支援センターで受けられる支援



性犯罪被害  
相談電話(警察) **#8103** ハートさん  
児童相談所 **189** いちはやく

SNSで相談

性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」

親子のための相談LINE 親子のための相談LINE 検索



チャットでお話を伺います。年齢・性別を問いません。匿名で相談できます。  
メールや外国語でも相談を受け付けます。



性犯罪の法律が変わりました  
法務省ウェブサイト →



本パンフレットは、専門家や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの関係者の意見等をもとに、内閣府男女共同参画局と子ども家庭庁が作成したものです。



こどもまんなか  
子ども家庭庁

# こどもたちのために できること

～性被害を受けたこどもの理解と支援～

保護者のみなさん、  
こどもと関わりのある大人のみなさんへ

こどもへの性暴力は、身近な人でも  
気づきにくいものです。  
それでもみなさんにはできることが  
あります。

こどもが見せるSOSのサインに  
気づいてください。

そして、もし被害に気づいたら、  
適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等の  
サポートを受け、あなた自身のこころと  
からだにも気を配りながら、  
こどもの回復を支えてください。



より詳しく知りたい方は  
こちらをご覧ください  
内閣府ウェブサイト →





## 性暴力被害を受けたときに子どもが見せるサイン

言葉にすることが難しい子どもたちは、トラウマ<sup>®</sup>の反応が心身の不調や問題行動として現れることがあります。特に、問題行動については、その背景にあるトラウマを理解することが重要です。

※心的外傷、心の傷のこと

### からだの変化

- 頻尿、夜尿 ●体調不良(頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など) ●不眠など(ひとりで眠れない、怖い夢を見る、夜更かし、朝起きられない、睡眠時に叫び声を上げるなど) ●性器の痛み、かゆみ ●食欲不振、過食

### こころの変化

- ふさぎこむ、元気がない、無気力 ●過剰に甘えようとする ●集中力の欠如 ●情緒不安定 ●周りの人が信じられない

### 行動面の変化

- 落ち着きのなさ ●物を壊す ●勉強に集中できない、学力不振 ●非行(飲酒、喫煙、家出など) ●自傷行為、リストカット ●性的なことを避ける(性的回避) ●人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す ●性的な言動や遊びをする、自分や人の性器を触る

## 被害を受けた子どもへの対応

- 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、子どもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。
- 子どもが必要なケアを受けられるようにしてください。

- ・話を疑ったり否定しないでください。
- ・話したくないことは無理に聞き出さないようにしてください。
- ・話している途中で気分が悪くなったり、疲れたりしたら、休んでもいいよと伝えてください。

- ・子どもの安全を確保して、子どもの同意を得てから、からだに傷などがなかったか確認してください。
- ・被害直後の場合は、すぐに相談機関に連絡してください。  
(緊急避妊薬の処方、感染症検査、証拠採取等のため、医療機関の受診が必要となる場合があります。)

### 「記憶の汚染」を知っていますか 子どもに聞きすぎないでください

繰り返し同じ話を聞くなど、子どもに聞きすぎることが子どもの記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く警察、児童相談所、ワンストップ支援センターなどの専門機関や専門家に相談してください。

## 保護者や大人のみなさんへ

あなた自身のこころとからだにも気を配り、無理をしないでください /

## 日頃からできること

幼児期から次のことを伝えてください。

- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)は見せない・触らせない
- 相手のプライベートゾーンを見ない、触らない
- イヤな触られ方をされそうときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する
- 自分は大切に扱われるべき存在で、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること

学校では、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」を行っています。幼児期や小学生向けの動画教材などがあり、ご家庭でも活用いただけます。

文部科学省ウェブサイト



- 子どもの異変やSOSに気付けるような関係・環境をつくるために、日頃からコミュニケーションをとり、子どもの気持ちをよく聞いてください。



## 子どもの性被害

子どもに対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で、子どもたちが被害にあっています。



### たとえば・・・

- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた ●抱きつかれた、キスされた ●服を脱がされた
- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)を触られた ●痴漢にあった
- 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るように要求された

## 加害者は知らない人とは限りません

- よく知っている身近な大人から(先生、コーチ、親や親せきなど)
- 友達、きょうだいから
- 交際相手から
- インターネット(SNSやオンラインゲーム)で知り合った相手から



## 子どもの被害は 身近な人でも気づきにくい

- 人目につかないところで行われている
- 性的な知識が少ないので、何をされているかわからない
- 家族や親しい人からの被害は、子ども自身が隠そうとすることも
- 優しくして信頼させ、加害を継続する「性的グルーミング」による被害もある

## 男の子も被害にあっています

男の子の場合、性的な「遊び」や「いたづら」と軽視されることがあります。ですが、心身の傷は深く、その後の成長に大きく影響を与えることもあります。性別を問わず、性暴力の被害にあう可能性があります。



## 子どもはなかなか被害を打ち明けられません /



被害にあったことを話すのが恥ずかしい

何をされたのかよく分からない

自分にも悪いところがあったかもしれない

大切な人を悲しませたくない

だれに、何を、どう伝えればいいのか分からない

加害者から口止めされたり、脅かされていて話せない

話したら叱られるかもしれない

周囲の大人が早期に気づくことが大切で27

# Ⅲ. こどものインターネット利用環境整備 について

# 1. こどものインターネット利用に係る啓発 について

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 3 1 日

各都道府県・指定都市こども政策主管部局長 殿

こども家庭庁成育局安全対策課長

青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットの活用推進について（依頼）

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

こどもを取り巻くインターネット利用環境は日々変化しております。

政府では、令和 3 年 6 月 7 日に決定した「第 5 次青少年インターネット環境整備基本計画」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、学校等を通じて保護者に対する周知・啓発活動を推進することとしております。

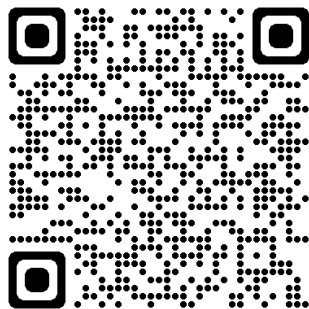
こうした状況を踏まえ、こども家庭庁において、文部科学省等の関係省庁と連携し、保護者に向けたリーフレット「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント～こどもたちが安心して楽しく使うために～」を作成いたしました。

本リーフレットは、第 5 次基本計画にもありますとおり、青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進に着目し、自画撮り被害や誹謗中傷等への対応、フィルタリングの活用や家庭でのルールづくり等を紹介しているものです。また、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が設置されたことから、本年度は、特別版として、すべての保護者を対象に、インターネットの安全利用について啓発する内容としました。

貴職におかれましては、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者等に対して、この問題の重要性が伝わるよう積極的に活用いただくとともに、必要に応じて、各都道府県こども政策主管部局におかれては、指定都市を除く域内の市町村こども政策主管部局に対して、各指定都市や市町村のこども政策主管部局におかれては所管の保育所・認定こども園等に対して、周知くださるようお願いいたします。

なお、電子媒体はこども家庭庁ウェブサイト（注）に掲載しておりますので御活用ください。

注：<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet/>



リーフレット掲載ページ QRコード

（本件問い合わせ先）

こども家庭庁成育局安全対策課

環境整備係 03-6858-0155

本件、周知先は以下のとおりです。（この事務連絡に該当する周知先に●）

| 周知先                       | 提供方法／部数    | 該当 |
|---------------------------|------------|----|
| 各都道府県・指定都市教育委員会青少年教育事務主管課 | 印刷物送付／300部 |    |
| 各都道府県青少年教育事務主管課           | 印刷物送付／150部 |    |
| 各国立大学法人担当部課               | 印刷物送付／150部 |    |
| 各都道府県・指定都市青少年行政担当部局       | 印刷物送付／150部 |    |
| 各都道府県・指定都市こども政策主管部局       | メール／－      | ●  |



9 安心してスマホを使うためのお役立ち情報①

# フィルタリングの活用

## 携帯電話事業者が提供するフィルタリング



## 保護者に代わってこどもの安全を守るツール

フィルタリングは、青少年がインターネットを利用する際、薬物などの違法な情報や出会い系・アダルト系のサイト等の不適切な情報の閲覧及び年齢区分に合わないサービスやコンテンツの利用の制限・調整ができる、こどもの安全を守るためのツールです。

こども家庭庁のウェブサイトで紹介中！



保護者には、お子様の発達段階に応じ、フィルタリングを利用するなどの方法によりお子様のインターネット利用の適切な管理に努める義務が定められています。

10 安心してスマホを使うためのお役立ち情報②

# OS事業者が提供するサービス

OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能で、閲覧できるWEBコンテンツや起動できるアプリの、年齢に合わせた制限やサイト・アプリごとの個別の管理ができます。



スクリーンタイムやDigital Wellbeingは、大人の時間管理ツールとしても有効活用できます。

Google検索では、セーフサーチを使用してヌードや性行為の描写や露骨な性表現を含むコンテンツを除外する、またはぼかしを入れることができます。(Googleアカウントが必要です)



便利な機能やサービスを活用して安全で楽しいネット利用を！

11 安心してスマホを使うためのお役立ち情報③

# 中高生より乳幼児の方が、実は危険かも!? 設定のひと手間で安全利用

フィルタリングなどの安全設定がされていない保護者のスマートフォンを、乳幼児に貸し出すときには、端末の機能を一時的に活用する方法もあります。

## OS別「チャイルドロック」の方法

夕飯の支度などで、こどもの操作している画面の見える距離から離れるときは、ひと手間かけて、こども向けのアプリだけ使えるようにすれば、こどもが知らず知らず勝手に操作しちゃった、などということも防げます。



小さいころから、スマホの安全利用設定になじむことで、成長にあわせた親子のルールづくりもしやすくなります！

12 安心してスマホを使うためのお役立ち情報④

# 参考リンク

ご家庭でのルールづくりや、学校の授業の教材など、さまざまな場所で使える便利な情報を掲載しているサイトです。ぜひご利用ください。

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| いまお悩みの保護者の皆さまへ          | 学校の授業の教材にもおすすめ!      |
| 子どもとネットのトリセツ            | 情報セキュリティ教材           |
| 実際に起きていることを通して学ぶネットの使い方 | 動画でわかりやすく学べます!       |
| インターネットトラブル事例集          | 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 |
| 上手に・安全に使うための方法を知りたい     |                      |
| #NoHeart NoSNS          |                      |

大人もこどもも楽しく学んで考えてネットを安全に使っていきましょう!

用事の大人も! 保育士も! 幼稚園の先生も! 学校の先生も!

# ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント

～こどもたちが安心して楽しく使うために～

監修・寄協力: 上野保野(弁護士・(一社)安心ネットづくり促進協議会 理事) 尾花紀子(ネット教育アナリスト) 山崎雅史(全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 会長)

こどもにスマホを貸して使わせる時、思わぬ操作をしたり、長々と使い続けたりするのが心配で…

保護者のスマホを貸して使わせるときは、こどもに安全なサイトやアプリだけが使える環境が理想です

園のお知らせやウェブサイト、こどもたちの様子が伝わる写真を載せたいけれど大丈夫かな…?

ウェブサイトやSNSは園の関係者や園児のご家族以外の目に触れる場所、細心の注意が必要です

宿題や自宅学習にもスマホやタブレットが必要な時代、安全に使わせるにはどうすればいい?

こどもが危険なサイト・アプリに触れたり、自ら危険な投稿をしないよう、フィルタリングその他の設定を利用しましょう



5 小学校高学年・中学生のいるご家庭に

### 知らなかったではすまない!? 写真や動画の撮影



スマホを活用する世代の保護者や学校の先生、周りの大人がおさえおきたいこと。

#### 友人を隠し撮り・有名人を無断撮影

肖像権の侵害となり、訴えられることも!

#### 迷惑動画の撮影

悪ふざけだけでは済まない。犯罪になることも!

全部NG!!

#### 性的な部位や下着が写った写真・動画を

- ▶盗撮
- ▶「イヤ」と言っているのにむりやり撮影\*
- ▶「イヤ」と言えない状態で撮影\*

これらは撮影罪にあたります(2023年7月に法律施行)。\*撮影される人が16歳未満の場合は、「イヤ」かどうかに関わらず撮影罪(被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上上の人が行ったとき)

#### 18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持

児童ポルノ製造罪や所持罪にあたります。

裸や性的部位、下着が写っている写真や動画はグループLINEで共有や転送、リポスト、リグラムで罪に問われることが!

6 小学校高学年・中学生のいるご家庭に

### もし、被害にあってしまったら?



性的な部位や下着が写っている写真や動画を盗撮されたり、「イヤ」と言ったのにむりやり撮影されたり、\*怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合は、「撮影罪」という犯罪の被害にあたります。

\*撮影されている人が16歳未満の場合は、その人が「イヤ」かどうかに関わらず、「撮影罪」の被害です。また、そのように撮影された写真や動画を他の人に提供されることも「提供罪」の被害です。

#### 迷わず相談窓口へ!

被害をくいとめるためには早くSOSを!

- びったり相談窓口……ウェブで「びったり相談窓口」で検索!
- 最寄りの警察署や交番……住所や電話番号は、都道府県警察のHP等を検索してください。
- 性犯罪被害相談電話……#8103
- こどもの人権110番……0120-007-110
- LINEじんけん相談……LINEで公式アカウント「SNS人権相談」を検索!
- 24時間子供SOSダイヤル……0120-0-78310
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター……#8891
- 性暴力に関するSNS相談(チャット)「Care time(ケアタイム)」で検索!
- 児童相談所虐待対応ダイヤル……189

こどもの性被害は、周囲の大人が早期に気づくことが大切!



1 特に、小学校高学年・中学生のいるご家庭に

### 児童ポルノ被害の4割近くは、自分で提供した写真—自撮り被害にご注意を!

SNSで趣味の話が盛り上がり仲良くなった同年代の女の子。スタイルの話題になり下着姿の写真を送りあったら、急に友達の状態が変わって…。本当は年上の男性だったのです。実名入りで下着姿の写真をばらまかれなくては、裸の写真を撮って送れ!と脅迫されてしまいました。

裸の自撮り画像を撮って送信するように要求してくる人を信用しない!

18歳未満の裸の撮影は、児童ポルノ製造罪にあたります。違法な要求には応じないように、お子さんに伝えましょう。



さらに、相手が16歳未満の場合、要求だけでも法律違反\*となります。

\*被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人が行ったとき

ご家庭でルールについて話し合う際に、困ったことがあったら保護者に相談することも確認しましょう。

自撮りを要求されたら、すぐ相談!最寄りの警察や相談窓口の利用も!

2 特に、小学校高学年・中学生のいるご家庭に

### 自撮り被害にあわないようにペアレンタルコントロール機能でできること

便利な機能をうまく使おう!

#### スマホのOS機能を上手に活用して

たとえば、iPhoneではヌードが含まれる可能性がある写真をお子様を受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能があります。

※メッセージアプリでコミュニケーションの安全性機能を使うには、iOS 15.2以降、他のアプリでコミュニケーションの安全性機能を使うにはiOS 17以降が必要



詳しくはこちら ▲センシティブな内容の警告について

#### AI検知対応サービスの活用も!

不適切な画像や動画の撮影をAIが検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービスもあります。



スマホのOS機能やアプリを活用してお子さまを危険から守りましょう!

7 小中高生のお子さまのいるご家庭に

### SNSを快適に使うために...毎日使う便利なものだからこそ安全に使ってほしい。

・スマホやPCなどに慣れてきた時こそ、攻撃的な投稿をうっかりしてしまわないように気を付けましょう。  
・ほとんどのSNSには誹謗中傷を禁じる利用規約があります。確認してみましょう!

・気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあること、投稿した言葉や写真は、「なかったこと」にはできません。こどもと一緒にいろいろ話してみましょう。

#### アプリの活用も!

危険なメッセージのやりとりについてお知らせしてくれるアプリや、12歳以下のこども向けSNSアプリもあります。



便利で手軽なツールだからこそ、SNSでの言動に注意しましょう!

8 すべてのご家庭に

### インターネットで誹謗中傷にあった時の相談窓口



- 助言がほしい  
こどもの人権110番
- 迅速な助言がほしい  
違法・有害情報相談センター
- 削除したいけど自分でできない  
警察に相談したい
- 誹謗中傷ホットライン  
相談は承っております。削除等の対応を促す通知を行います。
- 最寄りの警察署または警察相談専用電話(「#9110」番)
- 相手に賠償等を求めたい  
法テラスまたは弁護士
- 悩みや不安を聞いてほしい  
まもろうよこころ

相談できる場所を知っていればなにかあった時も安心です!

3 乳幼児・低学年児童のいるご家庭に

### こどもの写真や動画の投稿はここに注意!



こどもたちの成長はあっという間。我が子のかわいい姿や表情は、写真や動画に残しておきたいし、見てもらいたいと思っても、安全のための注意が不可欠です。

こどもの写真・動画は特に注意!  
SNSでの投稿は事前に複数人でチェック!

お風呂の写真、着着、はだかに近い写真は、SNSなどのネットには上げずに、家族や親戚など、信頼できる近しい人だけの大切な思い出として扱しましょう。

SNSにアップする場合は、顔がわからないようにするなど加工しましょう!



成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、わいせつ目的などの望まないかたちで知らない人に悪用されてしまうケースもあります

リスクを知って、SNSでの楽しみ方を考えましょう!

4 すべてのご家庭に

### 大切なのは、こどもの成長にあわせたルールづくり

我が家のルールはオーダーメイドで

#### ペアレンタルコントロールからセルフコントロールへ

発達段階に合わせて、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能を上手に活用して、こどもたちを守ってあげましょう。

※ペアレンタルコントロールとは、フィルタリングの利用や親子のルールづくり等により、こどもの発達段階に応じてインターネット利用を保護者が適切に管理することです。



#### ルールをつくる・見直すタイミングは?

スマホを買う時、入園・進学・進級などのライフイベント時に、また夏休みや冬休みに親子で見直しを!



家族で話し合っ、ルールの見直しや更新をお互いが納得したルールは続きや3!